

リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業・社会実装サポート事業 委託業務「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和8年4月17日

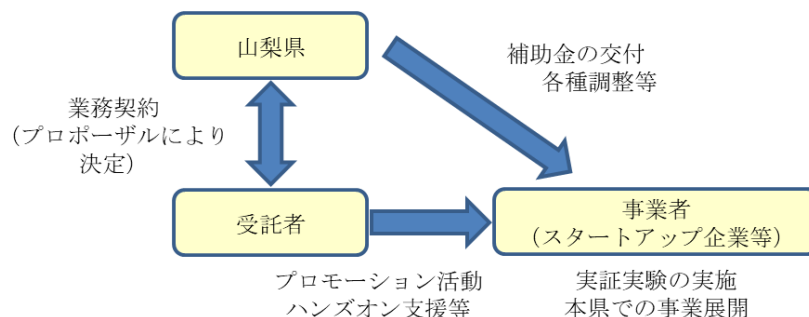
1 業務の目的

本事業は、令和2年3月に策定した「リニアやまなしビジョン」に基づき、テストベッド（実際の運用環境に近い状態で先端技術の実証実験を行う「場」のこと）を突破口に世界に先駆けて新たな価値を創造する「オープンプラットフォーム山梨」を実現するため、スタートアップ企業等（以下、「事業者」という。）が本県をフィールドに実施する最先端技術や新たなサービスによる社会課題解決に向けた実証実験を全面的にサポートする取り組みを行うものである。併せて、本県が支援した企業等が本県での本格的な事業展開、いち早い社会実装に向けて、継続して支援する取り組みを行うものである。

ついては、本県に親和性が高く今後の成長が見込まれる事業者の実証実験等を誘致するために、東京圏や静岡県・愛知県をはじめ全国の事業者を広範なネットワークを有する者にターゲットへのアプローチやプロモーション活動等を委託する。

令和8年度においては、これまで積み重ねてきた「TRY!YAMANASHI!」をブランディングし、本事業の魅力を強く発信することで、本県の優位性と事業のブランド価値向上を図る。また、実証実験の成功に留まらず、その後の事業展開を見据えたハンズオン支援を実施することで、実証実験から社会実装への着実な事業展開を図る。

2 事業スキーム



3 業務の内容

(1) 名称

リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業・社会実装サポート事業委託業務

(2) 委託内容

別紙「リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業・社会実装サポート事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料

ア 予算上限額

金19,284,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

イ 実績連動方式

① 委託費の一部は実証実験を実施する事業者を集めた成果に対して委託費の支払額を決めるものとする。

・以下の評価指標（KPI）を目標値とする。

ネットワークを活かした情報拡散：400社/期 以上

事業者への個別アプローチ：30社/期 以上

応募を検討している事業者への個別相談会の実施：20社/期 以上

② 委託費の一部は実証実験・社会実装を実施する事業者に対するハンズオン支援の実績に応じて委託費の支払額を決めるものとする。

・以下の評価指標（KPI）を目標値とする。

実証実験サポート事業：3社/期 以上

社会実装サポート事業：2社/期 以上

ウ 年度別上限額

令和8年度 9,642,000円

令和9年度 9,642,000円

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年10月31日まで

4 企画提案に係る日程

(1) 募集開始 令和8年4月17日（金）

(2) 説明会 令和8年4月28日（火）

参加希望者は、以下のURLから令和8年4月22日までに申し込むこと。

<https://forms.cloud.microsoft/r/1aXfgBGx39>

(3) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和8年5月12日（火）正午

(4) 質問票提出期限 令和8年5月12日（火）正午

- (5) 企画提案書提出期限 令和8年5月19日(火) 正午
- (6) プレゼンテーション審査 令和8年5月25日(月) (予定)
- (7) 最終審査結果通知 令和8年5月29日(金) (予定)

※メール及び文書で通知

5 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 令和5年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- カ 当該企画提案に参加しようとする者の間に「別記」に示す基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 過去3年間の同種又は類似業務の実績(様式3)
- エ 履歴事項全部証明書【写し可】(書類受付日から3か月以内に発行されたもの)
- オ 資本関係・人的関係に関する調書(様式4)

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和8年5月12日(火) 正午まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県

の休日を除く日とする。(以下同じ。)

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

「12 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参又は郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

6 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式5)に記載の上、電子メールにて「12 問い合わせ先」のメールアドレスに送信すること。

イ 受付期間

令和8年4月17日(金)から5月12日(火)正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。なお、本事業の過去の実績等については、以下のURLを参照すること。

https://www.pref.yamanashi.jp/try_yamanashi/support.html

ア 提出書類

① 企画提案書(様式なし)・・・10部

- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ(A3折込不可)、24ページ以内
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・以下の事項を記載すること

| | 項目 | 内容 |
|------|-------|--|
| 共通事項 | 経営状況等 | ・会社規模 ・過去3年の財務状況 ・想定スケジュール ・類似事業の実績とノウハウの活用方法 |

| | |
|--------|--|
| 業務推進体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の体制 ・スタートアップ企業や投資家等とのネットワークの状況 |
| 全体設計 | <ul style="list-style-type: none"> ・「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、コンセプト |
| 事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業費全体の積算の内訳 ・固定支払額、「3 業務の内容 (3) 委託料 イ 実績連動方式」の①、②それぞれの金額 ・実績連動方式の内容 <ul style="list-style-type: none"> ①実証実験を実施する事業者を集めた成果に対する委託費の支払いの仕組み ②実証実験・社会実装を実施する事業者に対するハンズオン支援の実績に応じた委託費の支払いの仕組み <p>※提案例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費全体の額 ○○円 <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 固定支払額 ○○円 実績連動方式①の上限額 ○○円 実績連動方式②の上限額 ○○円 ・実績連動方式の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実績連動方式①について、実証実験の募集に関する事業者数を成果とし、その成果に応じて委託料を請求する。 ・委託料請求額は次式で算定する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ネットワークを活かした情報拡散 ○円 / 1社 × 事業者数 × 2期 (2) 事業者への個別アプローチ ○円 / 1社 × 事業者数 × 2期 (3) 応募を検討している事業者への個別相談会の実施 ○円 / 1社 × 事業者数 × 2期 ・実績連動方式②について、実証実験・社会実装の開始から終了までを○○（工程数）に分け、その工程に応じて実施したハンズオン支援の実績に応じて委託料を請求する。 |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料請求額は次式で算定する。 $\text{〇〇円} / 1 \text{社} \times \text{実施済み工程の割合} \times \text{実証実験実施企業数}$ |
| 実証実験 サポート 事業 | 募集、 PR、 ターゲット アプローチ、ブラン ディング | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に踏まえた企画・広報の考え方 ・事業を周知し、応募者の増加を図る説明会・相談会等の企画 ・東京圏や静岡県・愛知県の事業者をメインターゲットとした募集・広報の内容 ・ネットワークを活かした事業者へのアプローチ方法 ・県の実証実験・社会実装支援の優位性の抽出とブランド価値整理 ・ブランドストーリー及びメッセージの設計 ・広報・PR施策（記事、映像、SNS等）の企画・制作・発信 ・効果検証及び報告書作成等 |
| | 審査会 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査会の運営方法や審査方法、外部審査委員の選任 |
| | 実証実験 ハンズオン 支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験実施に向けた支援体制 ・事業者のニーズに沿った具体的な支援内容、方法 ・実証実験後を見据えた支援内容、方法 |
| | 支援体制の 強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等との交流機会の創出等の支援体制の強化に繋がる手法 |
| | 成果発表会 | <ul style="list-style-type: none"> ・成果発表会等のイベント企画やその運営方法 ・ネットワークを活かした投資家や金融機関の集客方法 ・実証実験後の事業展開を視野に入れた集客方法 ・事業の有効性を高めるための事前及び事後の広報の手法 |
| 社会実装 サポート 事業 | 募集 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に踏まえた企業等へのアプローチ方法 |
| | 審査会 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査会の運営方法や審査方法、外部審査委員の選任 |
| | 社会実装 支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会実装に向けた支援体制 ・事業者のニーズに沿った具体的な支援内容、方法 ・社会実装後を見据えた支援内容、方法 |

② 見積書・・・1部

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書・・・10部

・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

イ 提出部数及び提出方法

持参又は郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和8年5月19日（火）正午必着

エ 提出先

「12 問い合わせ先」に提出すること。

(3) 企画提案のプレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和8年5月25日（月）を予定

※時間及び場所は個別に通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分

提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分

ウ その他

- ・基本的に書類審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとする。
- ・提案説明者は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するため、事前にプレゼンテーションのデータを送付すること。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

エ 結果の通知

令和8年5月29日（金）（予定）にプレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

7 審査について

(1) 選考方法

プレゼンテーション審査において、別紙審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

8 契約

(1) 契約の方法

審査の結果第1位となった候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合はある。

9 実証実験サポート事業費補助金

本県をフィールドに実証実験を実施する事業者に対して、山梨県が実証実験に要する経費を補助する。

(1) 補助先

本県をフィールドに実証実験を実施する事業者
※事業内で審査会を設置し、補助先を決定

(2) 補助金額

ア 予算上限額

金36,000,000円

イ 年度別補助金・補助対象期間

令和8年度 18,000,000円・令和8年9月～令和9年2月

令和9年度 18,000,000円・令和9年4月～令和9年9月

ウ 補助率

3/4（1事業者当たりの上限6,000,000円）

エ 補助対象経費

実証実験に要する経費

10 社会実装サポート事業費補助金

実証実験サポート事業等、本県が実施するスタートアップ支援事業に採択された事

業者に対して、本県での本格的な事業展開に要する経費を補助する。

(1) 補助先

実証実験サポート事業等、本県が実施するスタートアップ支援事業に採択された事業者

※事業内で審査会を設置し、補助先を決定

(2) 補助金額

ア 予算上限額

金10,000,000円（支払い：令和9年度）

イ 補助対象期間

令和8年10月～令和9年9月

ウ 補助率

1/2（1事業者当たりの上限 5,000,000円）

エ 補助対象経費

本県での本格的な事業展開に要する経費

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (2) 契約を締結するまでの間、「5 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (3) 選定委員に対して故意に接触を求める等、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

1.2 問い合わせ先

新価値創造推進局 新事業チャレンジ推進課

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

電話 055-223-1514（直通）

メールアドレス challenge@pref.yamanashi.lg.jp

別記

当該企画提案に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であって、ア. から エ. までの掲げる者に準ずる者

- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合